

2026年度

重要事項説明書

(1号認定/2号認定/3号認定)

2025年10月1日

学校法人江別若葉学園 認定こども園元江別わかば幼稚園

1. 施設運営主体

名 称	学校法人江別若葉学園
所 在 地	江別市元町 24 番地 8
電 話 番 号	011-382-2501
代 表 者 氏 名	理事長 土谷 直穂実

2. 施設概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 元江別わかば幼稚園
施 設 の 所 在 地	江別市元町 24 番地 8
連 絡 先	電話 011-382-2501 FAX 011-382-7345 ホームページ http://www.ecmotmw.jp
管 理 者	園長 土谷 直穂実
対 象 幼 児 利 用 定 員	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律に定める、0 歳から小学校就学前の乳幼児 210 人
開 設 年 月 日	1952 年 3 月 31 日
事 業 所 番 号	4300-05-005592

3. 施設の目的、教育・保育方針

(1) 施設の目的

認定こども園元江別わかば幼稚園(以下「当園」という。)は、幼児期の経験こそが人格形成の基盤となっていくと考え、以下の教育・保育目標に基づき入園する乳幼児を教育・保育し、乳幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を促進することを目的とします。

(2) 教育・保育方針

キリスト教の精神に基づいて教育・保育を行い、心の教育を大切に「明るく、たくましい、思いやりのある子ども」を育てる。

1. 神様の愛を知り、感謝できる子ども
2. 心も体もたくましい子ども
3. 一人でも友達の中でも楽しく遊べる子ども
4. 人の話をよく聞き、自分の考えで行動できる子ども
5. 友達を思いやり、助け合って一緒に頑張る子ども
6. 自然を大切にし、命の尊さを知る子ども

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	3,018.00 m ²
	園 庭	1,000 m ²
園 舎	構 造	鉄筋二階建
	延 べ 面 積	1,441 m ²
	新 築 年 月 日	2017 年 3 月 4 日

(2) 主な施設

設 備	部 屋 数	備 考
職 員 室	1室	
保 育 室	10室	
園 長 室	1室	
ホ ー ル	1室	
図 書 室	1室	
乳幼児用トイレ	4室	
大人用トイレ	3室	
ユニバーサルトイレ	1室	
厨 房	1室	
配 膳 室	1室	
洗 濯 室	1室	
調 乳 室	1室	
教 具 室・用 具 室	5室	
更 衣 室	2室	
多目的ホール	1棟	2部屋

5. 職員の職種・配置状況

職 種	員 数	常 勤	非 常 勤	備 考
理事長	1	○		
園長				
保育教諭	36	○	○	教頭、主幹各1名、 預かり保育、未就 園児教室担当含む
保育補助	10	○	○	
臨床心理士	1		○	児童発達支援・放課 後等デイサービス事 業所はなえみ兼務
養護教諭	1	○		
事務	4	○		
運転用務他	4	○	○	派遣職員1名含む
栄養士	1	○		
調理員	3	○	○	

6. 利用定員

園児区分	1号募集定員	2号定員	3号定員	クラス
0 歳	—	—	6名	ほし
1 歳	—	—	9名	そら
2 歳	—	—	12名	にじ
年 少	55名	12名	—	いちご、さくら、もも
満3歳	若干名	—	—	
年 中	58名	12名	—	ちゅうりっぷ、すずらん
年 長	58名	12名	—	すみれ、ひまわり

7. 教育・保育の開始及び終了(修了)に関する事項

(1) 入園・選考方法

1号認定の入園に関する手続き・選考に関する事項は募集要項のとおりです。

2号認定・3号認定は市の斡旋調整を受け、面談の上入園していただきます。

(2) 退園

本園は、次の場合に教育・保育の提供を終了いたします。

(ア) 幼児が小学校に就学したとき

(イ) 幼児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(ウ) 退園する旨の意志表示があったとき

(エ) 利用料金が滞納されたとき

(オ) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8. 学期 ・ 休園日(3～5歳児クラス)

当園では、以下のとおり学期 ・ 休園日を定めます。

(1) 学期

①第1学期 4月 10日頃 ～ 7月 20日頃

②第2学期 8月 20日頃 ～ 12月 20日頃

③第3学期 1月 20日頃 ～ 3月 20日頃

(2) 休園日

①土曜日、日曜日及び国民の休日、園長が定めた日。ただし、お泊り会、運動会は、土曜日もしくは日曜日に行うことがあります。

②夏休み期間 7月 20日頃 ～ 8月 20日頃

③冬休み期間 12月 20日頃 ～ 1月 20日頃

④春休み期間 3月 20日頃 ～ 4月 10日頃

《 2号・3号認定 》

休園日は、日曜、祝日、年末年始(12月30日～1月4日)です。

9. 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 1号認定 教育・保育時間

<午前保育日> 8時30分～11時30分

<午後保育日> 8時30分～14時00分

※ただし、行事等の関係で変更する場合があります。

(2) 2号・3号認定 教育・保育時間

〈標準時間〉 7時15分～18時15分

※18時15分～19時15分までは延長保育があります。

〈短時間〉 8時15分～16時15分

※7時15分～8時15分と16時15分～19時15分までは延長保育があります。

(3) 幼稚園型一時預かり(1号認定)

7時00分～8時30分 早朝預かり

11時30分～18時00分 放課後預かり(午前保育日)

14時00分～18時00分 放課後預かり(午後保育日)

8時30分～18時00分 土曜日、長期休み預かり

18時00分～19時00分 延長預かり

※幼稚園型一時預かりの実施は、行事等の関係で変更する場合があります。

10. 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記9の記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 礼拝

毎日の生活の中でクラス礼拝を行います。日常の礼拝では、讃美歌、祈り、聖話などの要素があります。保護者の方にも参加していただくクリスマス礼拝では、献金を行います。また、ローソクを持ち会場を灯していただきます。保護者の方々にも子どもたちと一緒に讃美歌をうたっていたり、祈りを合わせていただきます。

(3) クラス構成

クラス構成は、0歳から就学前までの各学年のクラスとなります。クラスの組み替えは、年度毎に行います。

(4) 学年活動

生活は、同年齢によるクラスで行いますが、子どもたちの可能性を広げ、成長につなげていくため、そして諸行事への良い準備のために異年齢による学年活動も行います。

(5) 自由あそび

「あそび」こそが、子どもたちの全人格成長にもっとも有効な手段だと考え保育を行っています。そのためには、子どもたちが自分で考え、自分で行う「自由あそび」と呼ぶ活動を大事にしています。一方、昨今の子どもたちは、就園前のあそびの基礎経験が不足がちのため、「自分で考える力」「自分で行う力」が弱くなりつつあります。そこで、当園では、子どもたちの考える力、行う力を育みつつ、保育者も一緒に「自由あそび」を展開する事もあります。

(6) 行事

行事は保育における子どもたちの成長の節目として捉えています。そのため、行事への取り組みや当日の内容も子どもたちを主体として活動します。また、「収穫感謝礼拝」「アドベント礼拝」「クリスマス礼拝」等、キリスト教独自の行事も行います。

(7)送迎

1号認定・2号認定の希望者については、可能な範囲で園バスによる送迎を実施します(ただし、別途利用者負担料金有)。送迎の時間や送迎場所については、園バス経路を考慮した上で園が定めます。3号認定の送迎は行いませんので、ご了承ください。

(8)食事等の提供、アレルギーの対応

①給食

1号認定、2号認定のお子さんにつきましては、火曜日と木曜日の週2日が「風の村食祭」の素材(産地他)と調味料に配慮した給食となります。これらの日については、各家庭から配膳用のお皿やお椀などの食器を持参していただきます。

2号認定・3号認定のお子さんに提供いたします自園調理給食のアレルギー対応については、食物アレルギー対応園ではないため原則行っておりません。事前に確認をさせていただきます。

②お弁当

月曜日と金曜日、各家庭からお弁当を持参していただきます。教室でお友達や先生とお弁当箱を開けて食べる楽しい時間を過ごしてもらいたいとの考えから、ご協力をいただけますようお願いいたします。

1号認定のお子さんにつきましては、午前保育日または土曜日・長期休み時に幼稚園型一時預かりを利用する場合にもお弁当持参でお願いいたします。

※ 2号認定のお子さんにつきましては、長期休み期間中はお弁当のご持参の必要はありません。月曜から土曜まで自園調理給食となります。

③午前保育日の送迎2番バス

午前保育日の送迎2番バスを利用するお子さんは酔い止めのため、おにぎり1個かパン1個を持参していただきます。降園バスの待ち時間にお部屋で食べます。

④食事の時間

基本的に11時30分から12時30分までが昼食時間ですが、行事やその日の活動の都合により変更になる場合があります。

	月	火	水	木	金	土
1号認定	お弁当	給食 (食祭さん)	(午前保育日) 一時預かり利用 の場合 弁当	給食 (食祭さん)	お弁当	午前～午後まで 一時預かり利用 の場合 弁当
2号認定	お弁当	給食 (食祭さん)	自園調理給食	給食 (食祭さん)	お弁当	自園調理給食
3号認定	自園調理給食	自園調理給食	自園調理給食	自園調理給食	自園調理給食	自園調理給食

⑤その他

畑の収穫物を味わったり、行事(遠足、お泊り会等)でおやつを食べたりすることがあります。

(9)健康管理

(ア)感染症の拡大を防ぐ為にも、倦怠感などの症状がある場合はすぐに検温と健康観察を行ってください。

- (イ) 37.5℃以上の発熱がある場合は登園を控えていただきます。又、登園後 37.5℃の発熱があった場合や、熱がなくても鼻水や咳、喉の痛み、下痢、嘔吐など感染性の病気が疑われる症状があった場合には、集団感染を避ける意味からも、お迎えの連絡をさせていただきます。
- (ウ) 嘱託医による園児の内科検診及び歯科検診を行います。
- (エ) 乳幼児が長時間集団で活動するため、感染症が流行しやすく、抵抗力や免疫力が弱い乳幼児が感染症に罹患した場合は、生命の危機につながる恐れもあります。感染症の集団発生や流行を予防するために、感染症に罹患した場合は医師の診察を受けたうえで、『保護者記入の登園届』の提出をお願い致します。
- (オ) 園では原則として与薬は行っていません。園での集団生活を送れる程度に健康が回復した上での登園をお願いします。服薬が必要な場合は主治医に、園に在籍していること、園では原則として与薬できないこと、従って朝と夕、1日2回の処方にしていただけないかをご相談くださるようお願いいたします。1日3回処方の場合は、本来は保護者の方が園にいらして与えていただくのですが、やむを得ない事情でおいでになれない時は、話し合いの上、保育者が保護者に代わって与薬をします。その際は万全を期するため『与薬依頼書』をご提出ください。

(10) ご家庭との連携

保護者の方と協力しながら、共に子どもの成長を見守り育むことを大切にしています。日常生活では、「園だより“おにごっこ”」や「クラスだより」等の発行物や連絡帳、電話等で連携を図ります。担任が家庭訪問させていただいたり、保護者の方に保育参観や懇談会、個人懇談に出席していただいたりすることがあります。また、園生活や行事において、子ども達の活動や経験を豊かにすることを目的に、保護者の方に必要なお手伝いや協力をお願いすることがあります。また、認定こども園 元江別わかば幼稚園を支える PTA 活動があります。

(11) ご家庭との連絡方法

現在当園では、出欠連絡、幼稚園からのメール連絡、写真販売は、クラウドサービス「コミュなび」を利用しています。別紙「コミュなびシステムの運用についてのお知らせ」をお読みいただき、「名簿の登録」をした後に、続いて「コミュなび保護者アプリインストール」をお願いいたします。4月入園の方は、入園前にテストメールを送信いたしますので、それまでにお手続きをお願いいたします。(年度途中で入園される方は入園日までにご登録をお願いいたします。) 不明な点がございましたらお気軽に事務までお問合せください。

11. 利用料金

(1) 1号認定・2号認定・3号認定の保育料＝利用者負担額について

1号認定・2号認定については、2019年10月より下記のお子さまを対象に、保育料(利用者負担額)が無償となりました。

◆1号認定: 満3歳児から5歳児(小学校入学前まで)のすべての子ども

◆2号認定: 3歳児以上で小学校入学前までのすべての子ども

※ただし、バス代、行事費等は無償化の対象外です。給食費については、世帯の状況により副食費が減免となる場合があります。

3号認定については、世帯の収入等により保育料が異なりますので、江別市にお問い合わせください。

(2) 1号認定・2号認定の方は、特別保育活動充実費、月ごと実費徴収費、その他教育の提供にあたって必要な経費であって保護者負担額が望ましいものについてはその都度実費を徴収させていただきます。

(3) 納入方法

1号認定の方は、北門信用金庫野幌支店の口座引き落としにてお支払いいただきます。

毎月26日を振替日とし、26日の未納分については、翌月10日に再振替します。又、一時預かり保育費等も同じく26日に振替をします。振替合計額の「園費納入のお願い」を毎月20日頃お渡ししますので、確認してください。

2号認定・3号認定の方はゆうちょ銀行の払込票で納入していただきます。口座振替ご希望の方は、北門信用金庫野幌支店に口座を開設していただきます。

2026年度第1回目振替日は4月27日(月曜日)です。

(4) 滞納時の措置について

督促を行い、督促に応じてもらえないと判断した時には、利用を終了することもあります。

12. 緊急時における対応及び非常災害対策

(1) 教育・保育中に容体の変化等があったとき

本園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

教育・保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が「緊急連絡先・保険証番号」用紙に記載した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医やその他医療機関へ連絡をとるなどの必要な措置を講じます。

ア. 内科

医療機関の名称	ウルトラ内科小児科クリニック
医師名	山崎 茂
所在地	〒069-0862 江別市大麻栄町 11 番地 9
電話番号	011-688-8801

イ. 歯科

医療機関の名称	ファースト歯科
医師名	市川 恭成
所在地	〒067-0041 江別市元江別本町 22 番地の 5
電話番号	011-385-8811

ウ. 薬剤師(江別市園薬剤師)

医療機関の名称	江別市立病院薬剤科薬剤師
薬剤師	小松 恵理香
所在地	〒067-0004 江別市若草町 6
電話番号	011-382-5151

(2)災害の対応について

ア. 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第1避難場所		第2避難場所	
名称	元江別わかば幼稚園(園庭)	名称	元江別公園
園からの距離	3m	園からの距離	60m
所要時間	20秒	所要時間	5分

イ. 引き渡しについて

災害発生後の子どもの引き渡しは、原則として当幼稚園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地避難場所で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3)保護者と連絡がとれないとき

緊急時、保護者と連絡がとれない場合は、その症状に緊急性があると判断したときは、教職員が子どもに付き添いの上、医療機関を受診又は救急搬送を行いますので、あらかじめご了承願います。

(4)非常災害が発生したとき

自然災害の発生により安全な保育が継続できないと責任者が判断し、以下に該当する場合には、責任者の判断によって、速やかに休園等の措置を行います。

施設所在地に避難情報等が発令されたとき			
開園時間内	高齢者等避難	警戒レベル3	閉園 当園から保護者の皆様へお迎えを依頼します。
	避難指示	警戒レベル4	
	緊急安全確保	警戒レベル5	
	特別警報		
開園時間外	高齢者等避難	警戒レベル3	休園 開園時間外のうちに解除された場合は、下記(※)と同様の取扱いとなります。
	避難指示	警戒レベル4	
	緊急安全確保	警戒レベル5	
	特別警報		

(※) 施設所在地の避難情報等が解除されたとき
施設の安全確保と職員体制が確保され次第開園 (当園から保護者の皆様へご連絡)

江別市内で震度5弱以上の地震が発生したとき		
開園時間内	閉園	施設の安全が確認できない場合は、当園から保護者の皆様へお迎えを依頼します。
開園時間外	休園	施設の安全確認と職員体制の確保ができるまでは休園とします。

災害規模や周辺状況、施設の被害状況、停電の有無、職員の参集状況等を的確に把握し、臨機応変な対応を行います。危険を感じた場合は、当園からの連絡を待たずに保護者の皆様の判断でお迎えに来ていただいて構いません。当園から連絡ができない状況も起こり得ますので、早めのご判断、ご対応によりお子さんの安全確保にご協力をお願いします。

(5) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・その他、カーテン、敷物の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 (飲料水、拡声器、携帯ラジオ等)
避難・消火訓練 地震避難訓練	条例の規定に基づき、少なくとも年3回以上避難訓練および消火訓練を実施します。

13. 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望、苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・解決責任者 園長 土谷 直穂実 ・受付担当者 教頭 加藤 悦子 ・ご利用時間 幼稚園開園日 8時～17時 ・電話番号 011-382-2501 ・FAX 011-382-7345 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	三 浦 英 敏	元北星学園大学附属高等学校校長
	岡 澤 邦 幸	ファイナンシャル・プランナー
	高 下 泰 三	小児科医

※本園は、幼児の望ましい成長・発達を最優先の要件として、本園の教育・保育理念や方針に基づいて、人生ではじめての学校として教育・保育運営します。保護者の苦情や要望には説明責任を十分に果たし、丁寧に対応させていただきますが、場合によっては、保護者の意向に沿えない場合もありますことをご理解ください。

14. 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施やその他必要な措置を講じるものとします。

15. 保険に関する事項

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済(学校安全会)加入
- (2) JK保険(幼稚園団体傷害保険、PTA総合保険、体験入園園児傷害保険、幼稚園賠償責任保険)加入

16. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

本園の個人情報取扱方針に従い、適切に取り扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

- (ア) 小学校就学の際には、園児の指導要録を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、教育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。また、転園に際しても法令で定められている情報を転園先へ送付します。

(イ) 緊急を要するとき

緊急時において、救急隊及び病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

(ウ) 教育・保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

教育・保育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(エ) 虐待防止に関する法令により個人情報の提供を要する場合にあつて、園外に伝達することがあります。

(2) 個人情報の使用

(ア) 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、園費納入の請求等必要な範囲に限って使用します。

(イ) 子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は、教育の提供に必要な範囲に限って使用します。

(ウ) ホームページやパンフレットなどの媒体への写真掲載

① 幼稚園連合会共同チラシ、江別市私立幼稚園連合会会誌など江別市私立幼稚園関係の冊子への掲載

② 当学園が了解した道内版情報誌等への掲載

③ 「認定こども園元江別わかば幼稚園の入園案内やチラシ」、「体験入園の案内ポスター」など園紹介に関する冊子や「認定こども園元江別わかば幼稚園のイベント案内ポスター」への掲載、卒園式や幼稚園説明会でのプロジェクターによる紹介、学校法人江別若葉学園後援会麦の穂会誌「麦の穂だより」への掲載

④ 「認定こども園元江別わかば幼稚園ホームページ」への掲載

⑤ 当学園が了解した新聞やテレビ取材及びそのニュース記事掲載やテレビの放映

⑥ 教職員が作成するドキュメンテーション等への掲載

※当園では、「保育の見える化」の試行を進めています。お子さまの普段の様子をドキュメンテーション等で掲示していく方向です。作成にあたり、教職員が撮影した写真を使用させていただく事があります。

※2016～2025 年度実績

- ・北海道マガジン ジェイピーゼロワン エリア江別市
- ・広報えべつ
- ・北海道新聞 ～ 交通安全旗振りの様子
- ・NHKほっとニュース北海道 ～ いちご狩りインタビュー
- ・NHKほっとニュース北海道 ～ 交通安全旗振りの様子
- ・江別市農業振興課 ふれあいファームしのつ(野菜直売所)にて ～ 田植え体験写真掲示
- ・読売新聞 ～ ハンドサインストップ運動(信号機のない横断歩道における事故防止)

17. 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前8時までにお電話にて連絡をお願いします。 コミュなびアプリの「出欠申請なび」を利用して、1か月前から当日の朝7時半まで欠席の登録をすることが可能となっています。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は延長保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめお電話にて連絡をお願いします。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
車両等	当園の駐車場にはスペースに限りがありますので、送迎等で自家用車を使用される場合は十分注意をしてください。
宗教、営利、政治活動	各ご家庭の思想、信仰は自由ですが、認定こども園 元江別わかば幼稚園の教育・保育を阻害するような活動、また、他の保護者やご家庭に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は、ご遠慮ください。
臨時休園 (1号認定園児)	災害時および気象情報で警報以上が発令された場合は、園長の判断で臨時休園の措置をとる場合があります。 また、感染症の拡大防止のため臨時休園の措置をとる場合があります。
衛生管理	当園では集団での生活習慣の涵養を保育の一環として位置づけていますが、感染防止やアレルギー等について、保護者と連携確認しながら適宜対応します。
写真・動画撮影	個人情報を守るため、また、子どもたちの気が散らないようにするために、日常の保育時間内及び参観日の撮影は禁止します。 全ての行事において、インターネットに繋がっている機器(スマートフォン、タブレット端末等)での撮影を禁止します。
不正受給	次に掲げる事項に該当しているにもかかわらず、教育・保育給付認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 1. 保護者の保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 2. 就労状況等の変化により、保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 3. その他世帯の状況の変化により、教育・保育給付認定の変更認定が必要であるとき。

以上

認定こども園元江別わかば幼稚園は、この重要事項説明書(以下、「重要事項」という。)の内容に基づいて、支給認定を受けた保護者等に対して、教育・保育を提供します。

また、保護者等は、「重要事項」の内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務(利用者負担その他の費用の支払いを含む。)を履行することとし、「同意書」の提出をもって利用契約の証とします。

2025年10月1日

学校法人 江別若葉学園
認定こども園元江別わかば幼稚園
理事長・園長 土谷 直穂実